

国内クレジット制度

モニタリング・算定・報告ガイドライン

平成23年5月30日

国内クレジット認証委員会

目次

第1章	はじめに	1
1.1	本ガイドラインの目的	1
1.2	本ガイドラインの構成	1
1.3	引用規格・文書	2
1.4	排出削減事業計画及び排出削減実績報告書作成において従うべき要件を定めた文書類	3
1.5	用語の定義	3
第2章	国内クレジット制度の前提	4
2.1	排出削減事業が満たすべき要件	4
2.2	国内クレジットが満たすべき要件	4
2.3	プログラム型排出削減事業が満たすべき要件	5
第3章	モニタリング及びデータ品質管理	6
3.1	モニタリング方法の特定	6
3.1.1	モニタリング対象指標及びモニタリング方法の選定	6
3.1.2	モニタリング計画の作成	6
3.1.3	モニタリングの実施	7
3.1.4	モニタリング計画の変更	7
3.1.5	サンプリング手法を用いてモニタリングを実施する場合の取扱い	7
3.2	データ品質の管理	8
3.2.1	モニタリング実施体制・手順の策定	8
3.2.2	不確かさ	8
第4章	温室効果ガス排出削減量の算定	9
4.1	排出削減事業計画作成時	9
4.1.1	バウンダリーの特定	9
4.1.2	ベースライン排出量の特定及び算定	9
4.1.3	リーケージ排出量の特定及び算定	9
4.1.4	事業実施後排出量の算定	9
4.1.5	温室効果ガス排出削減量の算定	10
4.1.6	省エネルギー量・再生可能エネルギー利用量の算定	10
4.2	排出削減実績報告書作成時	10
4.2.1	事業実施後排出量の算定	10
4.2.2	ベースライン排出量の算定	10
4.2.3	リーケージ排出量の算定	10
4.2.4	温室効果ガス排出削減量の算定	10
4.2.5	省エネルギー量・再生可能エネルギー利用量の算定	10
4.3	排出削減量等計算過程における小数点の取扱い	11
第5章	排出削減事業の承認申請及び国内クレジットの認証申請（報告）	12
5.1	排出削減事業の承認申請手順	12
5.1.1	排出削減事業計画の作成	12
5.1.2	排出削減事業の審査	12
5.1.3	排出削減事業の承認申請	12
5.2	国内クレジットの認証申請手順	12
5.2.1	排出削減実績報告書の作成	12
5.2.2	排出削減量の実績確認	12
5.2.3	国内クレジットの認証申請	13

第6章	審査・実績確認	14
6.1	審査・実績確認における排出削減事業者の役割・責任	14

第1章 はじめに

1.1 本ガイドラインの目的

国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）は、国連小規模 CDM に適用される認証（算定・報告・検証）方法に倣った基準により認証を行うことにより、一定の厳格性及び追加性を確保するとともに、中小企業等の利便性確保の観点から手続きの簡素化等を行ってきたところであり、国内クレジット制度の排出削減事業者が、温室効果ガスの排出削減量を適切にモニタリング・算定・報告する上で、従うべき要件や参照すべき事項を定めた基準類は、国内クレジット制度運営規則、国内クレジット認証委員会規程類、承認排出削減方法論として整備されている。

本ガイドラインは、国内クレジット制度の排出削減事業者が、温室効果ガスの排出削減量を適切にモニタリング・算定・報告する上で従うべき要件や参照すべき事項を定めた基準類について、国際的に認知されている ISO14064-2 や国際会計監査基準等を参考に、上記の国内クレジット制度の趣旨の範囲内でガイドラインとして再構成し明文化することにより、国内クレジット制度のさらなる信頼性向上に資することを目的とするものである。

1.2 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、温室効果ガス排出量をモニタリング・算定・報告するための手順を以下の構成で示す。

第1章 はじめに

本ガイドラインの作成目的及び構成について示す。

第2章 国内クレジット制度の前提

国内クレジット制度における温室効果ガス排出削減量等の算定の原則及び従うべき要件などの必要な要件並びに留意事項について示す。

第3章 モニタリング及びデータ品質管理

排出削減事業者が温室効果ガス排出削減量を算定するための算定根拠に係るモニタリング方法を定めるための手順について示す。

第4章 温室効果ガス排出削減量の算定

排出削減事業者が、自らの温室効果ガス排出削減量の算定結果を取りまとめるための手順について示す。

第5章 排出削減事業の承認申請及び国内クレジットの認証申請（報告）

排出削減事業者が、排出削減事業の承認申請及び国内クレジットの認証申請を行う際の手順について示す。

第6章 審査・実績確認

審査・実績確認における排出削減事業者の役割・責任について示す。

また、各節の構成は以下のようになっている。

X.X ○○○

排出削減事業者は、国内クレジット制度運営規則第○章○節「○○」に従い、○○すること。
(※本ガイドラインにおける要求事項を記載。下線部分は、当該要求事項に関し、国内クレジット制度において整備されている文書類であり、これらを参照する必要がある。)

【解説】

(※要求事項に関する補足説明等がある場合に記載。なお、当該解説欄に記載されている内容は、本ガイドラインの要求事項ではない。)

1.3 参照規格・文書

本ガイドラインは、次の国際規格・国際基準を参考にしつつ、国際的な規範及び実務慣行との関係を整理したものである。

・国際標準化機構（ISO）の ISO14064-2 温室効果ガス — 第2部：プロジェクトにおける温室効果ガスの排出量の削減又は吸収量の増加の定量化、モニタリング及び報告のための仕様並びに手引

なお、ISO14064-2 は、今後日本工業規格（JIS）として制定された段階で、該当する JIS を採用することとし、JIS として制定されるまでの期間は、該当する ISO 対訳資料を参照することとする。

1.4 排出削減事業計画及び排出削減実績報告書作成において従うべき要件を定めた文書類

国内クレジット制度において従うべき要件等を定めた文書類は以下のとおりである。このうち、排出削減事業者が、排出削減事業計画及び排出削減実績報告書を作成する上で、従うべき要件を定めた文書類は以下の①～④である。

	項目	文書類
①	制度全体ルール	国内クレジット制度運営規則
②	委員会が定めた規程類	国内クレジット認証委員会規程類 ※国内クレジット認証委員会が定めた文書類であって以下の③、④及び国内クレジット制度審査・実績確認ガイドラインを除く
③	プロジェクト種類ごとの排出削減量算定方法	承認排出削減方法論
④	排出削減量のモニタリング・算定・報告ルール	国内クレジット制度モニタリング・算定・報告ガイドライン ※本ガイドライン
⑤	排出削減量の審査・実績確認ルール	国内クレジット制度審査・実績確認ガイドライン
⑥	排出削減量の審査・実績確認の手引	国内クレジット制度審査・実績確認業務実施要領

1.5 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語の定義は、国内クレジット制度運営規則第1章3. 用語の定義のほか、次の定義に従うものとする。

【利害関係者】

排出削減事業の実施によって影響を受ける個人又は組織。

【不確かさ】

定量化の結果に係るパラメータで、定量化の対象に合理的に当てはめることができる数値のばらつきを特徴付けるもの。

第2章 国内クレジット制度の前提

2.1 排出削減事業が満たすべき要件

排出削減事業は、国内クレジット制度運営規則第4章第2節1. 要件に定める次の各事項のいずれも満たし、国内クレジット認証委員会の承認を受けたものでなければならない。

- 1) 日本国内で実施されること。
- 2) 追加性を有すること。
国内クレジット認証委員会規程第4号「排出削減事業の承認要件における追加性の考え方について」及び第4号の5「排出削減事業の承認等における設備導入に係る補助金相当分の取扱いについて」に従い、追加性を有することを確認すること。
- 3) 自主行動計画に参加していない者により行われること。
- 4) 承認排出削減方法論に基づいて実施されること。
- 5) 審査機関又は審査員による審査を受けていること。
- 6) その他委員会の定める事項に合致していること。
国内クレジット認証委員会規程類に従い、排出削減事業の承認に係る規程等に合致していることを確認すること。

2.2 国内クレジットが満たすべき要件

国内クレジットは、国内クレジット制度運営規則第5章1. 要件に定める次の各事項のいずれも満たすものでなければならない。

- 1) 排出削減量が承認排出削減事業計画に従って当該計画を実施した結果生じていること。
- 2) 排出削減量が承認排出削減方法論及び承認排出削減事業計画に従って算定されていること。
- 3) 審査機関又は審査員の実績確認を受けていること。
- 4) 2) の排出削減量を算定した期間が、平成25年（2013年）3月31日を超えないこと。
- 5) その他委員会の定める事項に合致していること。
国内クレジット認証委員会規程類に従い、国内クレジットの認証に係る規程等に合致していることを確認すること。

2.3 プログラム型排出削減事業が満たすべき要件

プログラム型排出削減事業は、国内クレジット認証委員会規程第4号の3「個々に独立した小規模な排出削減事業に対するバンドリングについて」に定める事項のいずれも満たすものでなければならない。

第3章 モニタリング及びデータ品質管理

3.1 モニタリング方法の特定

排出削減事業者は、ベースライン及び排出削減事業実施後の適切な排出量を算定するための算定根拠に係るモニタリング方法を、以下の手順に従って定めなければならない。

3.1.1 モニタリング対象指標及びモニタリング方法の選定

モニタリング対象指標及びモニタリング方法（各モニタリング対象指標に対する実測又は推計の選択を含む）について、排出削減事業計画において適用する承認排出削減方法論に規定された内容に従って、適切なものを選定すること。ただし、定期的なモニタリング方法を選択しなかった場合には、その根拠を示さなければならない。

【解説】

例えば、エネルギー使用量として熱使用量を評価に用いる承認排出削減方法論においては、以下の3つのモニタリング方法が規定されており、排出削減事業を実施するに当たり、適切な方法（モニタリング対象指標）を選定することとなる。

- 熱量を直接計測する方法
- 熱量を熱媒の流量や温度等から間接計測する方法
- 燃料使用量と当該燃料の単位発熱量等から間接的に推計する方法

また、上記の方法について、具体的なモニタリングのやり方（熱量を直接計測する場合は熱量計により計測する等）が承認排出削減方法論に示されているので、これに従ってモニタリング計画を作成し、実際にモニタリングを実施することになる。

3.1.2 モニタリング計画の作成

モニタリング対象指標ごとに以下の項目を含むモニタリング計画を作成すること。作成したモニタリング計画は、排出削減事業計画の「7. モニタリング方法の詳細」における「7.1 モニタリング対象」の様式に従い記載を行うこと。

- 1) 定義
- 2) 単位
- 3) 排出削減量算定時に使用した値
- 4) モニタリング方法
- 5) 記録頻度
- 6) データ記録方法
- 7) データ保管期限

3.1.3 モニタリングの実施

排出削減事業を実施する期間において、排出削減事業計画において定めたモニタリング計画に従い、モニタリングを実施すること。

計測器を用いる場合は、適切な慣行により校正された機器を使用すること。

モニタリングを実施した結果は排出削減実績報告書の「5. モニタリング対象指標」の様式に従い記載すること。

- 1) 定義
- 2) 単位
- 3) 実績値
- 4) モニタリング方法・根拠資料
- 5) (モニタリング方法に変更がある場合の) 変更理由
- 6) 記録責任者

3.1.4 モニタリング計画の変更

排出削減事業を実施する期間内において、モニタリング計画の変更を行う場合は、国内クレジット認証委員会規程第4号の4「承認排出削減事業の変更に係る取扱いについて」に従い、対応を行うこと。

3.1.5 サンプルング手法を用いてモニタリングを実施する場合の取扱い

サンプルング手法を用いてモニタリングを行う場合は、国内クレジット認証委員会規程第4号の6「バンドリングによる排出削減事業のモニタリングにおけるサンプルング手法に関する考え方について」に従い、対応を行うこと。

3.2 データ品質の管理

排出削減事業者は、排出削減事業実施後及びベースラインの適切な排出量を算定するための算定根拠に係るモニタリングデータについて、重要な不確かさの評価を含むデータ及びデータ管理を行う品質管理手順を以下の手順に従って定めなければならない。

3.2.1 モニタリング実施体制・手順の策定

モニタリング対象指標の中で、品質管理（QA/QC）が必要なものについては、その手順（担当者情報含む）についてもモニタリング計画の中で定めること。定めた手順については、排出削減事業計画の「7. モニタリング方法の詳細」における「7.2 モニタリング対象のQA/QC」の様式に従い記載を行うこと。

実施した結果については排出削減実績報告書の「6. モニタリング体制」における「6.1 モニタリング活動担当者・責任者」、「6.2 モニタリング対象指標のQA/QC」の様式に従い記載を行うこと。

- 1) 活動量
- 2) 単位発熱量
- 3) 排出係数

3.2.2 不確かさ

排出削減事業者は、温室効果ガスの排出削減量の算定に係る重要な不確かさについて把握し、現実的に可能な範囲で低下させることが望ましい。

【解説】

重要な不確かさとは、温室効果ガスの排出削減量の算定結果が持つ不確かさの中で、当該算定結果に大きなばらつきを生じさせる要因となる不確かさをいう。

第4章 温室効果ガス排出削減量の算定

排出削減事業者は、温室効果ガス排出削減量の算定について、承認排出削減方法論に従い、以下の手順に従って定めなければならない。

4.1 排出削減事業計画作成時

4.1.1 バウンダリーの特定

バウンダリーについては、承認排出削減方法論の「4. バウンダリー」の規定に従い特定を行い、排出削減事業計画の「6. 3事業の範囲（バウンダリー）」に記載すること。

4.1.2 ベースライン排出量の特定及び算定

ベースライン排出量については、承認排出削減方法論の「5. ベースライン排出量」で定められている考え方にに基づき特定すること。当該排出量の算定にあたっては、承認排出削減方法論の定める算定式に従い算定し、排出削減事業計画の「6. 4 ベースライン排出量の算定」に記載すること。

また、設備の新設に対する承認排出削減方法論において、ベースラインで想定する標準的な機器については 国内クレジット認証委員会規程第3号の2「ベースラインで想定する標準的な機器の考え方について」及び「標準的な機器の選定に関するガイドライン」に基づいて選定すること。

4.1.3 リークージ排出量の特定及び算定

リークージ排出量については、承認排出削減方法論の「7. リークージ排出量」で定められている考え方にに基づき特定すること。当該排出量の算定にあたっては、承認排出削減方法論の定める算定式に従い算定し、排出削減事業計画の「6. 5 リークージ排出量の算定」に記載すること。ただし、リークージ排出量が排出削減量の5%に満たないと認められる場合については、排出量として考慮する必要はない。

【解説】 フロン類を含む機器の廃棄に伴うリークージ排出量について

国内クレジット認証委員会規程第4号の2に基づき、フロン類の適法な回収義務が履行されていることを確認することをもって、フロン類を含む機器の廃棄に伴うリークージ排出量は評価しなくてもよい。

4.1.4 事業実施後排出量の算定

事業実施後の排出量については、承認排出削減方法論の「6. 事業実施後排出量」で定められている考え方にに基づき特定すること。当該排出量の算定にあたっては、承認排出削減方法論の定める算定式に従い算定し、排出削減事業計画の「6. 6 事業実施後排出量の算定」に記載すること。

4.1.5 温室効果ガス排出削減量の算定

事業実施後の排出削減量については、承認排出削減方法論の「8. 排出削減量」で定められている

考え方に基づき特定すること。当該排出削減量の算定にあたっては、承認排出削減方法論の定める算定式に従い算定し、排出削減事業計画の「6. 7 温室効果ガス排出削減量の算定」に記載すること。

4.1.6 省エネルギー量・再生可能エネルギー利用量の算定

省エネルギー量を算出する際にはエネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）施行規則第4条に規定する熱量換算係数及び原油換算係数を使用して算定し、排出削減事業計画の「8. 省エネルギー量の予測」に記載する。

また、再生可能エネルギーの利用による承認排出削減方法論を採用している場合には、再生可能エネルギー利用量を算定し、排出削減事業計画の「9. 再生可能エネルギー利用量の予測」に記載する。

4.2 排出削減実績報告書作成時

4.2.1 事業実施後排出量の算定

排出削減事業計画において採用したモニタリング方法の実施による事業実施後排出量については、承認排出削減方法論の定める算定式に従い算定し、排出削減実績報告書の「7. 1 事業実施後排出量」に記載すること。

4.2.2 ベースライン排出量の算定

排出削減事業計画において採用したモニタリング方法の実施によるベースライン排出量については、承認排出削減方法論の定める算定式に従い算定し、排出削減実績報告書の「7. 2 ベースライン排出量」に記載すること。

4.2.3 リークエージ排出量の算定

排出削減事業計画において採用したモニタリング方法の実施によるリークエージ排出量については、承認排出削減方法論の定める算定式に従い算定し、排出削減実績報告書の「7. 3 リークエージ排出量」に記載すること。

4.2.4 温室効果ガス排出削減量の算定

ベースライン排出量とモニタリング実施後の事業実施後排出量及びリークエージ排出量との差である排出削減量については、承認排出削減方法論の定める算定式に従い算定し、排出削減実績報告書の「7. 4 温室効果ガス排出削減量」に記載すること。

4.2.5 省エネルギー量・再生可能エネルギー利用量の算定

省エネルギー量については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）施行規則第4条に規定する熱量換算係数及び原油換算係数を使用して算定し、排出削減実績報告書の「8. 省エネルギー量」に記載すること。

また、再生可能エネルギーの利用による承認排出削減方法論を採用している場合には、再生可能エネルギー利用量を算定し、排出削減実績報告書の「9. 再生可能エネルギー利用量」に記載すること。

と。

4.3 排出削減量等計算過程における小数点の取扱い

排出削減事業計画及び排出削減実績報告書の排出削減量の計算過程においては

- ① ベースライン排出量、事業実施後排出量及びリーケージ排出量の計算結果については、それぞれ小数点第一位まで求めることとし、小数点第二位以下は四捨五入すること。
- ② 排出削減量の計算結果については、整数で求めることとし、小数点第一位以下は切り捨てること。

プログラム型排出削減事業及びバンドリングを行う排出削減事業に関し、排出削減事業計画及び排出削減実績報告書の排出削減量の計算過程における小数点の取扱いについては、以下により行うこと。

- ③ 個々の排出削減事業について、年間排出削減見込量が概ね 1tCO₂ 以下となるものを含む場合においては、排出量を kg 単位で算定すること。これに該当しない場合は、通常どおりトン単位で算定すること。
- ④ 個々の排出削減事業のベースライン排出量、事業実施後排出量、リーケージ排出量の計算結果については、それぞれ小数点第一位まで求めることとし、小数点第二位以下は四捨五入すること。
- ⑤ 個々の排出削減事業の排出削減量の計算結果については、整数で求めることとし、小数点第一位以下は切り捨てること。
- ⑥ 排出削減量の総量については、③で求めた排出削減量を足しあわせるものとする。ただし、kg 単位で算定した場合においても、排出削減量の総量はトン単位で算定し、小数点第一位以下は切り捨てて整数で求めるものとする。

第5章 排出削減事業の承認申請及び国内クレジットの認証申請 (報告)

5.1 排出削減事業の承認申請手順

排出削減事業者は、排出削減事業計画を国内クレジット認証委員会に提出し承認を受けるためには、国内クレジット制度運営規則第4章第2節の2「排出削減事業の承認手続」に従い、排出削減事業計画を作成し、以下の手順により申請しなければならない。

5.1.1 排出削減事業計画の作成

排出削減事業者自らの情報や排出削減事業概要等を含む排出削減事業計画を作成する。計画の作成にあたっては、本ガイドラインの第3章及び第4章に基づき、排出削減事業計画の様式に従い記載を行う。

5.1.2 排出削減事業の審査

排出削減事業計画については、国内クレジット制度運営規則第4章第2節の2(2)「排出削減事業の審査」に従い、審査機関又は審査員の審査を受ける。

5.1.3 排出削減事業の承認申請

前項により審査を受けた排出削減事業計画に、審査報告書(写)を添えて排出削減事業承認申請書とともに国内クレジット認証委員会事務局に提出する。

5.2 国内クレジットの認証申請手順

排出削減事業の承認を受けた排出削減事業者は、国内クレジットの認証を受けるためには、国内クレジット制度運営規則第5章の2「国内クレジットの認証手続」に従い、排出削減実績報告書を作成し以下の手順により国内クレジット認証委員会に申請しなければならない。

5.2.1 排出削減実績報告書の作成

承認排出削減事業者自らの情報や排出削減事業概要等を含む排出削減実績報告書を作成する。排出削減実績報告書の作成にあたっては、本ガイドラインの第3章及び第4章に基づき、排出削減実績報告書の様式に従い記載を行う。

5.2.2 排出削減量の実績確認

作成した排出削減実績報告書については、国内クレジット制度運営規則第5章の2(1)及び(2)「排出削減事業の実績確認」に従い、審査機関又は審査員の実績確認を受ける。

5.2.3 国内クレジットの認証申請

前項により実績確認を受けた排出削減実績報告書に、実績確認書（写）を添えて国内クレジット認証申請書とともに国内クレジット認証委員会事務局に提出する。

第6章 審査・実績確認

6.1 審査・実績確認における排出削減事業者の役割・責任

審査

審査の目的は、排出削減事業計画に記載された情報に対して、審査機関等が意見を表明することにある。排出削減事業計画の作成については、排出削減事業者が責任を負う。

実績確認

実績確認の目的は、排出削減実績報告書に記載された情報に対して、審査機関等が意見を表明することにある。排出削減実績報告書の作成については、排出削減事業者が責任を負う。

改定履歴一覽

策定日 平成23年3月23日

改定日 平成23年5月30日